

平成27年

第1回定例会議事日程及び会議次第

小樽市議会

平成27年2月25日

1 開 会

1 開 議

1 会議録署名議員の指名

1 日程第1「会期の決定」

2月25日から3月16日までの20日間

1 日程第2「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」

(1) 提案説明

ア 議1～50、報1、2

市長

イ 議51

川畑 議員

1 日程第3「休会の決定」

2月26日から3月1日まで4日間

1 散 会

以 上

平成27年小樽市議会第1回定例会

市長提案説明

平成27年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、今定例会が私にとりまして任期の締めくくりとなりますので、これまでの4年間の市政運営を振り返り、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まずこの4年間、市政の運営に当たり、議員の皆様はもとより、市民各界、各層の多くの方々から温かい御支援と御協力をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

私が市長に就任した平成23年4月は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生した翌月のことであります。

我が国全体が自然災害の恐ろしさを実感するとともに、津波などで多くの方がお亡くなりになり、日本全体が重く沈んだ空気に覆われていたように思います。映像でも伝えられた被災地の状況はあまりにも衝撃的であり、様々な価値観を変えたとも言われています。

また、原子力発電所の事故による風評被害から、国内のみならず海外の観光客も激減するなど経済環境への二次被害も甚大なものでありました。

本市においても、観光の中心である運河や堺町通りなどでは観光客が閑散とした状況となったことから、市内経済への大きな影響を憂慮し、「東日本大震災に係る緊急経済対策」として落ち込んだ観光客の回復を図ろうと、札幌に宿泊している観光客に小樽までのバス券を贈呈する「1万人ウェルカム事業」や、市内宿泊者に商品券を贈呈する「観光振興券交付事業」を実施いたしました。さらには、小樽は安全であることを海外へPRするなど情報発信に努めていたところ、折よく台湾立法院の王金平院長が来樽され、台湾に小樽の安全を伝えていただけたことは大変ありがたく思いましたし、台湾からのツアーがいち早く再開されたことも強く記憶に残っております。

我が国においては、地震や津波ばかりではなく、土砂、火山などの災害も各地で発生していることから、私は、市民の安全・安心な生活を守るための防災対策は最重要課題であると改めて認識をし、避難所への防災行政無線や備蓄品の配備、津波ハザードマップの作

成、避難訓練支援などの取組を進めてきたほか、平成25年には、「運河のまち」のつながりから、愛知県半田市、宮崎県日南市と「災害時相互応援協定」を締結したところであります。

さて、社会・経済情勢の変化はますます加速しているように感じます。アベノミクスの「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」により、我が国経済は多くの経済指標が改善傾向を示し、国全体としては回復基調にあると言われておりますが、一部の企業や東京を中心とした大都市圏での効果に限定されており、いまだ地方においては、賃金や消費の面で、その効果が行き届いていないのではないかと考えております。

本市においては、歯止めがかからない人口減少、さらには、若い世代の減少による少子高齢化の進行が大きな課題となっております。人口減少に伴う市内経済の低迷や税収の減少、厳しい財政状況の中での社会資本の老朽化への対応など、課題は山積しておりますが、市民の皆さんが安心して豊かな生活を営むことができるよう、持続可能で自立した「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」を目指し、まちづくりを進めていく必要があります。そのため、本市の個性あふれる地域資源である、歴史・伝統・文化・自然環境などの本市が持つ強みと、市民の皆さんからいただいた多くの貴重な御意見や御要望を最大限生かすとともに、「市民力の活用」、「安心・安全なまちづくり」、「魅力ある生活都市の創造」の3つの基本姿勢と財政の健全化を念頭に置きながら、様々な課題に対して全力で市政運営を行ってまいりました。

まず、長年にわたり取り組んでまいりました市立病院の統合新築につきましては、昨年の12月に「小樽市立病院」として開院することができました。建設場所や財源など様々な課題がありましたが、市民の皆さんが待ちに待った病院を無事完成させることができ、うれしく思うと同時に、責任を果たせたものと安心しているところであります。

新市立病院は、他の医療機関で担うことのできない疾患の治療や、地域医療連携機能を有する小樽・後志地域における基幹病院としての役割を担うこととなりますので、今後も健全な経営に向けた努力を続けていく必要があると考えております。

雇用の場の創出と拡大を目指す地域経済の活性化につきましては、就任当初から力を入

れて取り組んでまいりました。私自ら、小樽観光や地場産品のPR、クルーズ客船や新たな企業の誘致のためトップセールスを行い、その効果は着実に現れてきたものと考えております。

平成23年に日本海側拠点港に選定されたことを受けて「環日本海クルーズ推進協議会」が設立されたことを契機に、誘致活動を強化したことなどにより、クルーズ客船の寄港数が大きく増加したほか、関連する港湾施設の整備も積極的に進めてまいりました。

観光入込客数は、東日本大震災前の水準を超えるまでに回復し、さらにはアジアの国々を中心に海外からの観光客が増加していることから、外国人観光客に対応する「小樽国際インフォメーションセンター」を開設いたしました。

また、小樽観光の新たな魅力の創出に向けては、平成27年度完成予定の旧国鉄手宮線の整備や、「小樽 kawaii ティーパーティー」の開催補助のほか、北運河や天狗山など、将来に向けた新たな観光拠点としての可能性を検討しているところであります。

企業誘致の取組では、企業に対する優遇制度の拡充を図るとともに、本市で初めてとなる東京や大阪での「企業立地トップセミナー」を開催いたしました。こうした誘致活動により、「東洋水産株式会社」や「一正蒲鉾株式会社」、「横浜冷凍株式会社」、「北海道漁業協同組合連合会」などの工場や物流センターが建設され、操業開始に至るなど、着実に企業の集積を進めてきたところであります。また、「株式会社コトメンフーズ」の工場が建設着工されたほか、北海道内の電力の安定化と多元化が期待される「石狩湾新港LNG火力発電所」建設計画における1号機の土木工事着工など、着々と取組の成果も現れてきているところであります。

地場産業の振興では、販路拡大に向けた海外バイヤーとの商談会の開催や、国内最大規模の商談展示会等への出展など、市内中小企業の商談機会がより多く創出されるよう、後押しを行ってまいりました。現在、市内の会社訪問を継続して行っておりますが、効果的な経済対策の立案に向けて、今後も多くの声をお聞きしてまいりたいと考えております。

また、中心市街地のにぎわいづくりでは、懸案でありました稲穂一丁目再開発施設の跡地に、サービス付き高齢者向け住宅と医療機関の新築移転に向けた事業が進められており、市としましても今後、商業環境の変化に合わせた商店街振興に取り組んでまいりたいと考

えております。

次代を担う子供達への取組としては、教育環境の整備としまして、少子化による小中学校の小規模化が進んでいることから、教育委員会において「学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づく適正配置を進めているところであり、この再編と併せて校舎の耐震化や改築などの施設整備にも取り組んできたところであります。

そのほか、安全でおいしい給食を提供するため、新学校給食センターによる調理を開始したほか、子供の居場所を確保するため、放課後児童クラブの充実にも努めてまいりました。

また、学力と教育力の向上を図るため、学校や家庭での「音読」活動や、実物投影機などのデジタル教材の導入を進めてまいりました。

子育て環境の整備では、子供の預かりを行う「おたるファミリーサポートセンター事業」を平成23年度から開始したほか、奥沢保育所や子育て支援センターを併設した銭函保育所の建替えを行うとともに、延長保育、産休明け保育などを拡充し、保育環境の充実に努めてまいりました。

高齢者への支援としては、急速に進む高齢化に適切に対応するため、小樽市社会福祉協議会が運営する「小樽・北しりべし成年後見センター」への支援拡大や、要介護高齢者の在宅生活を支える「定期巡回・随時対応サービス」、「複合型サービス」などの地域密着型サービスを開始いたしました。

また、平成27年度からは、地域包括支援センターを1か所増設し、高齢者の相談体制を強化するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

障がい者への支援としては、相談支援所の増設による相談支援体制の充実を図るとともに、様々な機関と連携しながら、障がい者への虐待防止を図るための組織づくりを進めるなど、障がい者の自立した日常生活や社会生活を営むための環境整備に努めてまいりました。また、平成25年に施行された「障害者総合支援法」に基づき、ニーズに対応した障害福祉サービス等の提供を行ってまいりました。

医療環境の充実につきましては、先に申し上げました市立病院の統合新築のほか、夜間急病センターを新築し移転いたしました。一方、子供を生み育てる環境づくりのために重

要な周産期医療については、その体制確保に向け引き続き努力してまいりたいと考えております。

住環境の整備では、オタモイ市営住宅の建て替えを行うとともに、リフォーム費用の一部を助成する「住宅リフォーム助成事業」に取り組みました。

公共施設などの老朽化対策では、道路や橋りょうなどの計画的な修繕更新や、民間大規模建築物の耐震診断の支援、市有建築物の耐震診断を行うほか、本市の地域資源の一つである歴史的建造物の保全に対する支援に継続して取り組んでまいります。

まちづくりでは、昭和47年の北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会設立以来、長きにわたって要望を続けてきました北海道新幹線の札幌までの延伸が、40年の節目の年に正式に決定され、さらに、去る1月14日には、政府の与党整備新幹線検討委員会において、札幌までの開業時期の5年前倒しを目指すこととされたところであります。本市としても、今年度から3か年かけて「(仮称)北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画」の策定を進めていくこととしております。

消防力の強化では、高機能消防指令センターの運用を開始したほか、消防救急無線のデジタル化への移行や、消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合した、(仮称)オタモイ出張所の建設に向けた取組を進めてまいりました。

重要課題である財政健全化につきましては、平成24年度の予算編成から他会計からの新たな借入れを行わずに収支の均衡を図ってまいりました。しかしながら、平成26年度末では約42億円とまだ多額の借入残高があることから、真の財政再建に向けて、引き続き財政健全化の取組を進める必要があります。

そうした中、限られた財源を有効に活用し、多様な行政ニーズに対応するには、適切な事業の選択をはじめ事業の重点化や収入確保に向けた取組と、効果的・効率的な行財政運営の推進が必要であることから、「小樽市総合計画 後期実施計画」の策定や、PDCAサイクルの確立に向けた行政評価の取組を進めてまいりました。

また、本市が抱える様々な課題の解決へ向け、市民の皆さんと議会、行政が互いの役割や責任を理解し合い、協力して取り組んでいくことが何より重要であることから、市民参加と協働によるまちづくりを進めるための基本的なルールとなる「小樽市自治基本条例」

を平成26年4月から施行いたしました。

以上、これまでの4年間を振り返り、主な施策・事業の概要を御説明いたしましたが、市政の運営に当たっては、主体性と熱意を持って、また、創意工夫を重ねながら、しっかりと前を向いて取組を進めていかなければなりませんし、市民の皆さん一人一人が充足感を持って将来への夢を抱きながら地域で暮らすことができるよう、心豊かで活力あるまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

これまでの市政運営に当たって、議員の皆さんをはじめ市民の皆さん一人一人の力強い御支援に対し、改めて感謝申し上げます。

次に、平成27年度予算編成に当たっての基本的な考え方を説明申し上げます。

新年度当初予算は、改選期であることから、継続的な事務事業などを中心とした「骨格予算」として編成いたしました。効果の早期発現を勘案した上で、「街路防犯灯のLED化助成」を当初予算に計上したところであります。

また、国の緊急経済対策の一つである、新しい交付金に対応する事業を26年度補正予算への前倒しにより計上したところであります。

歳入の確保につきましては、地方消費税交付金の増加は見込まれるものの、市税は人口減や制度改正等の影響により、国が示しているような大幅な税収の増加が期待できないほか、臨時財政対策債も大きく減少していることから、骨格予算ではありますが、引き続き予算編成に財源不足が生じている状況にあります。

このことから、できる限り一般財源の歳出縮減に努めたところでありますが、結果として約5億4千万円の財源不足が生じたため、平成26年度と同様に財政調整基金を取り崩し、収支均衡を図ったところであります。

それでは、国の緊急経済対策の一つとして創設された新たな交付金に対応した取組と、新年度に向けた主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに、国の新たな交付金に対応した取組であります。

我が国は、人口減少時代への突入と世界の主要国の中では最も早い少子高齢化社会の到来を迎え、国民の生命を守ることや、持続的な豊かさをどう実現していくのか、これまで

の価値観や考え方を大きく転換する必要性に迫られております。

昨年5月には日本創成会議が、2040年までにおよそ半分の自治体で消滅の可能性があるとし、今、目の前に横たわる現実として、国民の大きな関心事となりました。

このため、国も「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、「人口減少克服」と「地方創生」を目指す取組をスタートさせたところであり、昨年12月には、今後目指すべき将来の方向性を提示する「長期ビジョン」と、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「総合戦略」を策定しました。

その中では、地方における安定的な雇用を創出することや地方への新しい人の流れを創ることにより、東京一極集中を是正することや、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどが目標として示されたところであります。また、地方自治体にも、地方版の総合戦略などの策定について努力義務が課されたところであり、本市では、「小樽市人口対策会議」において、主旨を同じくする検討を進めているため、新年度での策定に向け取り組んでいくこととしています。

そのような流れの中、国は、個人消費等に弱さが見られることなど、アベノミクス効果が地方へ十分に波及していないとして、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」として平成26年度補正予算を成立させ、補正予算事業の一つとして、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金」を計上いたしました。

本市において対応する取組をこのたび補正予算として計上しましたので、概要を御説明いたします。

ひとつには、地方における消費喚起を支援する「地域消費喚起・生活支援型」で、プレミアム商品券を発行することで消費喚起を図ってまいります。プレミアム率は北海道の上乗せ分5%を含む20%とし、1万2千円分の買い物ができる商品券を1万円で販売するものであります。また、子育て世帯への生活支援といたしまして、18歳未満の方1人につき4千円分の商品券を支給するものであります。

もう一つは、今後自治体が策定する総合戦略に関わる施策を国が先行して支援する「地方創生先行型」で、4つの柱から構成され、1つは「産業振興による働く場の創出・拡大」であります。

新たなものとして、「地場産業の振興」では、ポートセールスやロシア沿海地方の市場調査を行い、小樽港の物流促進に向けた取組などを進めます。

「企業立地の促進」では、食品や物流関連企業を対象に設備投資に関する意向調査を実施し、効果的な企業誘致活動につなげてまいります。

「交流人口の拡大」では、増加する海外からの観光客の利便性向上を図るため、観光拠点の一つである堺町商店街が運営する観光案内所の通訳配置に対する支援を行うほか、クルーズ客船の寄港時などにおける移動式公衆無線LANを整備し、受け入れ環境の充実を図ります。

次に「子育て支援と教育の充実」についてであります。

「保育等に係る支援」では、市内の保育所、幼稚園、子育て支援センターの絵本や遊具などの充実を図るとともに、子育て中の親子が市内で開催される行事に安心して参加できるよう、授乳やおむつ替えができる環境を整備いたします。

「教育の充実」では、学力と教育環境の向上を目的とした実物投影機などの配置を進めてまいります。

次に「小樽市への居住促進」につきましては、利用可能な空家の活用や危険な空家に対する取組など、昨年公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対応に向けた検討を進めるため、市内一円の空家調査を実施いたします。

最後に、「地方版総合戦略の策定」につきましては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方人口ビジョン」や今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる「地方版総合戦略」を策定する経費を計上したものであります。

続きまして、平成27年度当初予算の主要施策の概要につきまして、「第6次小樽市総合計画」の中の、「まちづくり5つのテーマ」の体系に沿いながら、説明申し上げます。

まず、1点目、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち『生涯学習』」の分野についてであります。

学校教育では、リサイクルやごみ減量に対する教育の取組として、学校給食で提供している牛乳パックのリサイクルを各小中学校で実施するほか、学校だけでは対応が困難な、児童生徒のいじめや不登校などの問題解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを配置

いたします。また、子供達の国際感覚を育むため、小学校5・6年生と中学生を対象に、「英語漬け」の時間を過ごす「小樽イングリッシュキャンプ」を昨年度に引き続き実施いたします。

学校施設の整備につきましては、手宮地区と山手地区の統合小学校建設を引き続き進めるほか、高島・手宮地区の統合中学校開校に向け、現手宮西小学校の校舎、屋内運動場の改修に向けた実施設計を行います。

また、朝里中学校の木造・コンクリートブロック造校舎改築の実施設計や、奥沢小学校、銭函中学校の耐震補強及び大規模改修を行ってまいります。

社会教育では、地域教育力の向上と活性化を図るため、生涯学習プラザを拠点とした家庭教育ネットワークの構築など、学校、家庭、地域全体で子供達を育む体制づくりを推進するほか、引き続き「おたる地域子ども教室」や学校支援ボランティアなどの取組を行ってまいります。

放課後児童クラブにつきましては、平成27年4月から対象児童を小学校6年生まで拡大するとともに、各クラブに2名の支援員を配置いたします。これまで一部のクラブで土曜日は開設をしておりましたが、平日・土曜日通年開設を、全クラブに拡大いたします。

2点目は、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち『市民福祉』」の分野についてであります。

子育て支援では、本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、制度改正に伴う所要の経費を計上したほか、子供とその保護者の方が、教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、新たに専任の相談員を配置いたします。

また、改築を進めておりました銭函保育所につきましては、市内3か所目となる地域子育て支援センターを併設し、本年4月から新園舎を開園いたします。

高齢者福祉では、「中部地域包括支援センター」を分割し、新たに済生会小樽病院内に「南部地域包括支援センター」を設置するほか、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制整備に向けて取組を始めます。

保健衛生では、エボラ出血熱患者等を指定医療機関へ移送するための車両改造などを行

い、感染症に対する体制強化に努めてまいります。

病院統合新築事業につきましては、旧市立小樽病院の解体と駐車場の整備を進めてまいります。

3点目は、「安全で快適な住みよいまち『生活基盤』」の分野についてであります。

まず、街路防犯灯のLED化につきましては、町会をはじめ皆様方から多くの要望をいただきましたことから、平成27年度から3か年の予定で、助成率を90%とする助成制度を行います。

次に、公共建築物や上下水道、道路、橋りょうなどの耐震化や老朽化対策につきましては、長期にわたる取組が必要となってくることから、「道路ストック修繕更新計画」や「橋梁長寿命化計画」などに基づく計画的な更新や維持管理を実施し、市民生活の安全と安心のために必要な整備を進めるほか、総合福祉センターなど市有建築物の耐震診断や市内の民間大規模建築物所有者に対する耐震診断費用の助成を引き続き実施してまいります。

また、小樽ドリームビーチへの歩行者の安全を確保するため、ガードレールなど交通安全施設の整備を行うことといたしました。

市街地整備としましては、新幹線新駅周辺整備などの指針となるまちづくり計画の策定に向けて、交通量推計や観光客アンケート調査などを実施してまいります。

防災・減災対策では、避難所の環境整備を引き続き実施するほか、町会等での研修など、津波避難訓練の支援を継続してまいります。

また、市民や観光客の迅速で的確な避難を図るための「避難誘導看板」や「海拔表示板」を引き続き整備するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成いたします。

原子力防災対策としましては、連絡通信機器や地図情報システムの整備などを進めてまいります。

消防体制の整備につきましては、(仮称)消防署オタモイ出張所新庁舎を建設するための実施設計のほか、消防救急無線のデジタル化移行に対応するシステム整備を引き続き進めてまいります。

4点目は、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち『産業振興』」についてであります。

商店街関係では、市内商店街や市場などの活性化に向けた取組を支援する「にぎわう商店街づくり支援事業」や「商店街活性化支援事業」、さらには、店舗家賃等の一部を助成する「空き店舗対策支援事業」に引き続き取り組みます。

クルーズ客船関連では、多くのクルーズ客船が本市へ寄港することにより観光消費が期待できることから、「小樽港クルーズ推進協議会」や「環日本海クルーズ推進協議会」を中心に、引き続き積極的な誘致活動を行うとともに、受け入れ体制の強化に努めてまいります。

港湾施設の整備につきましては、クルーズ客船や外航船などへの対応を含め、老朽化した第3号ふ頭と第2号ふ頭の岸壁及び附帯施設の改良工事や、合同庁舎周辺の臨港道路の整備を行うほか、小樽港を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、港湾計画の改訂に向けた作業を進めてまいります。

姉妹都市との交流では、ダニーデン市とは提携35周年、ソウル特別市江西区とは提携5周年の年に当たることから、使節団による訪問を行ってまいります。

5点目は、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち『環境保全』」についてであります。

桃内にあります廃棄物最終処分場につきましては、かさ上げによる延命化を図るため、埋立計画を策定してまいります。

また、し尿及び浄化槽汚泥につきましては、現行の処理施設が老朽化したことから、中央下水終末処理場において施設整備を行い、平成27年度から処理を行います。

公園の整備では、小樽公園の再整備を引き続き実施するほか、入船公園やさくら公園などの老朽化した遊具の更新を実施してまいります。

最後にその他の施策について申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の導入につきましては、国の導入スケジュールに合わせてシステム整備を行ってまいります。

「生活困窮者自立支援法」に基づく取組では、生活サポートセンターを開設し、就労などの自立に向けた支援を行います。

また、昨年4月に消費税率が引き上げられたことにより、所得の低い方々や子育て世帯

の負担を緩和するため、臨時的な措置として国が実施する「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を、昨年度に引き続き、支給業務に係る所要額を計上いたしました。

なお、財政事情により、平成16年度から11年間にわたり実施しました一般職員の給与の独自削減については、この間の財政健全化に向けた努力もあり、平成22年度決算で累積赤字が解消されたことや、職員団体との交渉経過も踏まえ、新年度から国公準拠の給料表に戻すことで考えております。合わせて、今年度の人事院勧告による給与の総合的見直しを受け、行政職においては経過措置を設け、平均2パーセントの給与の引き下げなどを行うこととしたものであります。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成27年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に平成27年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、国全体では地方税の大幅な増収が見込まれておりますが、本市においては人口減や、税制改正に伴う法人市民税の法人割の税率引き下げ、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減収が見込まれることから、前年度と比較して1.7パーセント、2億2,700万円減の129億2,220万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、普通交付税をほぼ平成26年度当初予算額並みの153億4,000万円と見込みましたが、特別交付税は改選後の肉付け予算等に係る財源とするため当初予算への計上を留保したところです。

地方消費税交付金につきましては、消費税増税の影響などから、43.6パーセント、6億4,700万円増の21億3,000万円を見込みました。

また、歳出について主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、職員給与や各種委員会等の委員報酬の独自削減の解消などの影響により、人件費が0.3パーセントの増、扶助費については、子ども・子育て支援新制度に伴う増額が見込まれますが、生活保護費の減額や、平成26年度に実施した「臨時福祉給付金」や、「子育て世

帯臨時特例給付金」について給付額を減額して実施することなどにより0.7パーセントの減、公債費が12.7パーセントの減となったことにより、合計で2.7パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.4ポイント下回る58.4パーセントとなりました。

行政経費では、市長市議会議員選挙費や子ども・子育て支援新制度に係る、放課後児童クラブの対象児童拡大と支援員の増員に伴う経費の計上などにより、4.5パーセントの増、建設事業費につきましては、手宮地区及び山手地区の統合小学校改築事業や、その他小中学校校舎等の耐震補強等事業を推進するための所要の経費を計上したことなどにより、15.5パーセントの大幅な増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、既存街路防犯灯のLED化推進のための助成経費や石狩湾新港管理組合負担金などの増により4.7パーセントの増、維持補修費につきましては、大部分を占める除雪費につきましては、当初予算では4月から6月までの所要経費のみを計上したことにより、67.4パーセントと大幅に減、繰出金につきましては、青果物卸売市場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び下水道事業分で増となりましたが、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、産業廃棄物処分事業、病院事業及び水道事業分が減となり、総額では2.9パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が1.3パーセント減の118億363万円となるほか、制度改正により、共同事業拠出金が89.3パーセント増の39億4,952万円となりました。歳入では、保険給付費の減に伴う国庫支出金等の減が見込まれるほか、保険料の予算総額は0.7パーセント減の27億1,450万円となりました。

介護保険事業につきましては、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案し算定した結果、保険給付費は0.2パーセント増の137億9,182万円、介護予防推進のための地域支援事業費は15.2パーセント増の2億4,007万円となり、保険料につきましては、7.0パーセント増の27億4,109万円と

見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料14億4,423万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億9,515万円及び事務費3,551万円を事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ1億4,055万円の減となっておりますが、これは主に徴収する保険料について保険料軽減対象の拡大及び実績を基に算定した結果、減となったためであります。

病院事業につきましては、旧市立小樽病院解体、駐車場整備として5億9,100万円を計上し、この事業をもって小樽市立病院統合新築工事は全て完了することとなります。

平成27年度は、小樽市立病院が通年で開院する、スタートの年であります。

新病院の目標は、質の高い信頼・安心できる医療を小樽市民だけではなく後志の住民にも提供することです。このため、総合的診療体制のとれる地域完結型病院を目指してまいります。

また、病院の機能分化や役割分担、医療機関相互の連携と地域への貢献が求められている中、地域医療の中心的役割を担うため、他の医療機関との連携を進め、病院事業管理者の下、職員一丸となって、健全で自立した病院経営に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成27年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管や雨水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成27年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、今年度も国道5号の忍路防災関連事業に伴う土砂搬入が予定されていることから、収益的収入は大幅な増を見込んでおり、収益的支出においては土砂搬入による業務増となりますが、平成27年度の収益的収支としては黒字が

見込まれます。

以上の結果、平成27年度の財政規模は、一般会計では550億4,786万1,000円、特別会計合計では366億7,393万円、企業会計合計では234億4,189万1,000円、全会計合計では1,151億6,368万2,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計は2.0パーセントの減、特別会計は4.5パーセントの増、企業会計は30.4パーセントの減となり、全会計では7.8パーセントの減となりました。

次に、議案第15号から議案第21号までの平成26年度各会計補正予算について主なものを説明申し上げます。

一般会計では、まず歳出におきまして、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」としての新たな交付金により、地域の消費喚起・生活支援や、総合戦略の策定及び地方創生施策の先行的実施に対し、国が支援を行うということです。それらにつきまして前倒しにより補正予算に計上し、平成27年度に繰り越した上で事業実施をまいりたいと考えております。

その主なものといたしましては、「地域消費喚起・生活支援型」のメニューとして、プレミアム付き商品券の発行や、子育て世帯に対する商品券の支給、「地方創生先行型」のメニューとして、産業振興による働く場の創出・拡大や、子育て支援と教育の充実、さらには本市への移住促進などに取り組んでまいります。

歳入におきましては、昨年度基金に積み立てしました、「地域の元気臨時資金基金」を全額取り崩し、保育所建設事業などの財源に充当したほか、普通交付税及び市債についての増額など、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに5億3,532万2,000円の増となり、財政規模は、581億8,789万1,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、保険給付費の増額等について、住宅事業につきましては、繰越明許費として、オタモイD住宅の用途廃止事業費を計上いたしました。

次に、病院事業につきましては、新病院開院準備に伴い、職員の時間外手当が当初予想

を上回ったことなどにより、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第22号から議案第50号までについて説明申し上げます。

議案第22号 青少年問題協議会条例案につきましては、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、青少年問題協議会の委員の人数及び構成の見直しを行うとともに、所要の改正を行うため、全部改正するものであります。

議案第23号 住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、住居表示整備審議会の委員の人数、構成及び任期の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職とされることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 地域包括支援センター運営協議会条例案につきましては、地域包括支援センター運営協議会を附属機関として設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第26号 行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続法の一部改正に準じ、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 特別職に属する職員の給与条例及び病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、特別職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第28号 教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、人事院勧告に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第29号 報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤職員に対する報酬額の減額措置を解消するものであります。

議案第30号 職員給与条例及び職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につき

ましては、人事院勧告に準じ、給料及び諸手当の改定を行うとともに、給料月額の独自削減を解消するものであります。

議案第31号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、市立病院の開院に伴い、市立病院新築資金基金を廃止するものであります。

議案第32号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定に係る加算金を廃止し、特定用途誘導地区内の建築物の高さの許可申請手数料等を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 保育の実施に関する条例を廃止する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準を条例で定める必要が無くなったためのものです。

議案第34号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案につきましては、これまでにいわゆるリンク方式を採用した条例について、その条例が引用する内閣府令又は厚生労働省令の一部改正があった場合に、その都度条例案を提出する必要があることとするものであります。

議案第35号 児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、銭函保育所の仮設園舎及び長橋保育所を廃止するものであります。

議案第36号 廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、中央下水終末処理場内に整備した、し尿処理の前処理施設の供用の開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の規定に準じ、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定するものであります。

議案第38号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第39号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等の一部を改正するものであります。

議案第40号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものであります。

議案第41号 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準について定めるものであります。

議案第42号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴う改正のほか、所要の改正を行うものであります。

議案第43号 いじめ防止対策推進条例案につきましては、学校におけるいじめの防止及び早期発見並びにいじめに対する適切かつ迅速な対処のための取組を総合的かつ効果的に推進するため、その基本となる事項について定めるものであります。

議案第44号から第48号の定住自立圏の形成に関する協定の変更につきましては、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 市道路線の認定につきましては、ブライトタウン小路線ほか6線を認定するものであります。

議案第50号 市道路線の変更につきましては、平磯線ほか2線の認定区間の変更についてであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算において管理経費に係る予算を措置するため、平成27年1月16日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成26年度一般会計補正予算において除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、平成27年2月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。